**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を九百万円減少し四百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年四月十一日

札幌市北区北八条西六丁目二番六―三〇九号

有限会社スプーン・フル

代表取締役　古賀ゆかこ

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年四月十一日

福島県伊達郡国見町大字貝田字立久根一番地

有限会社プライム

代表取締役　佐藤　光

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億五千八百二十七万五千円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.entrex.co.jp

平成二十五年四月十一日

東京都新宿区新宿五丁目八番五号

株式会社アントレックス

代表取締役　艫居　隆三

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二百九十万円減少し十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から、一箇月以内にお申し出ください。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年四月十一日

長野県下高井郡山ノ内町大字平穏四四〇七番地の四

有限会社長野経営サービス

取締役　土屋　信行

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十五年四月二十六日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年五月中旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年四月十一日

東京都豊島区西池袋二丁目二十九番十六号

株式会社スマートスタイルクリエイト

代表取締役　大橋　弘幸

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十五年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年四月十一日

東京都港区西新橋一丁目一四番二号新橋Ｓ

Ｙビル四階

親和物産株式会社

代表取締役　上田　雅夫

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十五年五月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十五年四月十一日

鳥取県米子市法勝寺町八五番地

永見株式会社

代表取締役　永見　吉平

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十五年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年四月十一日

愛媛県松山市竹原三丁目六四〇番地一

はと観光株式会社

代表取締役　石井　健夫

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である馬場征興が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十五年四月十一日

東京都江東区常盤二丁目一四番一一号大門ビル

ケロッグ・ブラウン・アンド・ルート・ファー・イースト・インク

日本における代表者　馬場　征興

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者であるアマッド・カイルディン・タンビー・ハッサンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月十一日

横浜市中区桜木町一丁目一番地八日石横浜ビル一七階

プライムソーシング・インターナショナル・エス・ディー・エヌ、ビー・エイチ・ディー

日本における代表者

アマッド・カイルディン・タンビー・ハッサン

**限定承認公告**

本籍福岡県田川郡川崎町大字川崎九七六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山野　征男

右被相続人は平成二十五年一月六日死亡し、その相続人は平成二十五年三月二十九日福岡家庭裁判所田川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十一日

千葉県千葉市稲毛区小仲台二丁目一の一

プラウドタワー稲毛一四〇三号

相続財産管理人　宮本さおり

**限定承認公告**

本籍島根県松江市上宇部尾町六三番地、最後の住所島根県松江市上宇部尾町七二番地

被相続人　亡　登田　清志

右被相続人は平成二十五年一月二十八日死亡し、その相続人は平成二十五年三月二十九日松江家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十一日

岡山県倉敷市稲荷町六番六―四〇一号ポレスタービルディ倉敷弐番館

相続財産管理人　登田　一郎

**取消公告**

平成二十五年四月一日掲載の資本金の額の減少公告は、取消します。

平成二十五年四月十一日

東京都新宿区北新宿四丁目八番一八号

有限会社伊志井徽章

取締役　石井よね子

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 四上 | 一六 | 三十一 | 十一 | |

平成二十五年三月十五日（号外第五十二号）内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省告示第一号（株式会社企業再生支援機構支援基準の一部を改正する件）

（原稿誤り）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一三下 | 二二～七 | 終りから | 行頭を二字上げる |

（印刷誤り）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一三下 | 五 | 終りから | 1．から3． |

平成二十五年四月八日掲載の東京地方裁判所に係る平成二十五年（ヒ）第二〇二四号特別清算開始中

（印刷誤り）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二四 | 一 | 終りから七 | 東京都練馬区上石神井2丁目16番20―601号 | 東京都練馬区上石神井4丁目16番20―601号 |

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十一日付第七八号九六四日付衆会第九号二四ページ

ページ●同日付政府調達第六七号一一二ページ●三月

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）